

### 税のお知らせ

#### 市税等の納付には口座振替が便利です

市税等の納付には口座振替が便利です。手続きした月の翌月の納期分から口座振替が開始されます。

〈口座振替できる税〉 市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税  
\*納期が過ぎた市税等は取り扱いできません

〈申込み〉 預貯金通帳、届出印、納税通知書をお持ちのうえ、納税通知書に記載された金融機関、市役所収納課、北部・南部出張所へ。振替は納期限日に行いますので、口座残高を事前に確認ください。  
収納納課(第二庁舎3階) ☎9631141

#### 平成30年度分の市・県民税について

市・県民税の申告や所得税の確定申告等に基づいて、平成30年度の市・県民税が課税となる方は6月から納付ください。また、前年の所得等の記載のある

る30年度(29年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は、次のとおりです。  
▽給与からの特別徴収(差し引き)の方:5月15日(火)から  
▽普通徴収の方:6月6日(水)から  
▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方:6月14日(水)から  
交付の開始までは、29年度(28年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのか、提出先等にご確認ください。

◆休日納税窓口を開きます  
平成30年度(29年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は、次のとおりです。  
▽給与からの特別徴収(差し引き)の方:5月15日(火)から  
▽普通徴収の方:6月6日(水)から  
▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方:6月14日(水)から  
交付の開始までは、29年度(28年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのか、提出先等にご確認ください。

◆国民健康保険税の納税通知書をお送りします  
平成29年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に通知書と納付書を4月16日(月)に発送します。  
国民健康保険課 ☎9631142

### 国保のお知らせ

#### 国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成29年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に通知書と納付書を4月16日(月)に発送します。  
国民健康保険課 ☎9631142

#### 仮徴収額決定・変更通知書をお送りします

平成30年度の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書をお送りします。また、30年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、6月以降納付方法が口座振替または納付書での支払いに変更となった方に、仮徴収額変更通知書をお送りします。  
4月16日(月)に発送します。  
年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、国民健康保険課または北部・南部出張所にご申請ください。すでに年金からの特別徴収で納付されている方も変更できます。5月31日(木)までに申請すると6月は年金からの特別徴収、7月からは口座

### マイナンバーカード交付の休日窓口を開設します

要予約

〈日時〉 5月6日(日)、午前9時~午後4時  
〈場所〉 市民課マイナンバー担当  
〈対象者〉 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書が届いた方  
〈予約受付〉 マイナンバーカードの受け取りは事前に電話予約が必要です。予約は随時受け付けますので、電話で下記へお問い合わせください  
国民健康保険課マイナンバー担当 ☎940-8604

◆医療費のお知らせをお送りします  
医療機関等を受診された方へ「医療費のお知らせ」をお送りします。医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。また、確定申告で医療費控除を受ける際に添付資料としてご使用になります。再発行はできませんので大切に保管してください。  
国民健康保険課 ☎9631146

◆ジェネリック医薬品利用差額通知をお送りします  
1月診療分のうち、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)に関する薬剤でジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が300円以上の削減が見込める方に通知をお送りします。  
ジェネリック医薬品をご希望の方は医師や薬剤師と相談し、積極的に活用ください。  
国民健康保険課 ☎9631154

#### 国民年金保険料が変わります

認書類が必要です

4月から、国民年金保険料が月額1万6490円から1万6340円に変更されます。  
国民年金事務所 ☎9601190、市役所市民課(本庁舎1階) ☎9631155

#### 国民年金のお知らせ

前年度に承認を受け、かつ在学予定期間が終了していない方に日本年金機構から申請書(はがき)が送付されます。内容を確認のうえ、必要

事項を記入し、日本年金機構にご返送ください。申請書が届かない方、初めて申請される方は、市民課国民年金担当で随時受け付けます。  
申請に必要なもの  
マイナンバーが確認できるもの、健康保険証、年金手帳、学生証(画面コピーでも可)、印鑑(申請者が本人以外の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です)

学生納付特例申請の手続きを受け付けます  
国民年金事務所 ☎9601190、市役所市民課(本庁舎1階) ☎9631155

### 国民健康保険制度が変わりました

平成30年4月から、国民健康保険制度が、市町村ごとの運営から、県と市町村の共同運営へ変わりました。県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。市町村は引き続き国民健康保険の資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います(図1)。

〈変わること〉  
▽被保険者証等の様式(30年8月から変更となります。それまで、従来様式の被保険者証等をご使用ください)  
▽高額療養費の多数回該当(※)の算定方法として、市町村が保険税率を決定します。30年度の越谷市の保険税率は、検討した結果、据え置きとします

平成30年4月1日施行  
県と市町村の共同運営  
①保険税の賦課  
②保険税の納付  
③国保事業費納付金の支払い  
④国保保険給付費等交付金の交付  
⑤保険給付(医療費の支払い、療養費の支給等)  
⑥保健事業等の実施

〈市町村の役割〉  
○被保険者証の発行などの資格管理  
○標準保険税率を参考に保険税率を決定  
○保険給付の決定、支給  
○保健事業の実施 など  
〈県の役割〉  
○市町村ごとの国保事業費納付金を決定  
○標準保険税率を算定・公表  
○保険給付等必要額を市町村に全額交付 など

示された標準保険税率を参考として、市町村が保険税率を決定します。30年度の越谷市の保険税率は、検討した結果、据え置きとします  
〈赤字削減・解消計画について〉 埼玉県国民健康保険運営方針で、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」と「繰上充用金の増加額」を削減・解消すべき赤字とし、赤字市町村では、「赤字削減・解消計画書」を作成して、できる限り赤字の削減・解消を図るものと定められました。市でも、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」を28年度決算ベースで約12億8000万円計上しており、30年度中に赤字削減・解消計画を検討・策定します  
国民健康保険課 ☎9631146

平成30年4月1日施行  
県と市町村の共同運営  
①保険税の賦課  
②保険税の納付  
③国保事業費納付金の支払い  
④国保保険給付費等交付金の交付  
⑤保険給付(医療費の支払い、療養費の支給等)  
⑥保健事業等の実施

〈市町村の役割〉  
○被保険者証の発行などの資格管理  
○標準保険税率を参考に保険税率を決定  
○保険給付の決定、支給  
○保健事業の実施 など  
〈県の役割〉  
○市町村ごとの国保事業費納付金を決定  
○標準保険税率を算定・公表  
○保険給付等必要額を市町村に全額交付 など

図1

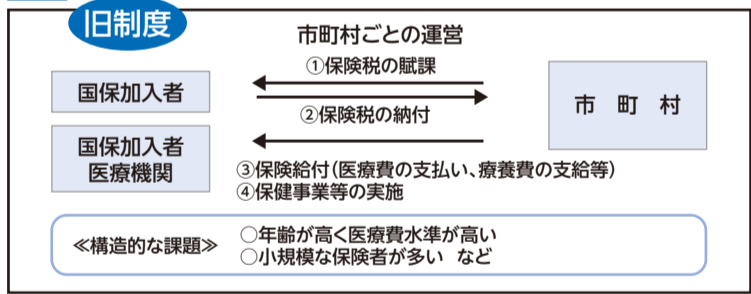


図2

